

配布を以て解禁

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社晴耕舎（所在地 新潟県長岡市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 4 月 11 日

国 土 交 通 省  
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環  
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六  
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所               |
|-----------|-------------------|
| 株式会社晴耕舎   | 新潟県長岡市宮本町 1－8 3 1 |

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 4 月 11 日～令和 7 年 4 月 24 日（2 週間）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

## 4. 事実概要

上記有資格業者は、新潟県長岡市内における「医療法人恵愛会大島病院野積保養所解体工事」の元請負人であるが、令和 5 年 12 月 12 日、一次下請会社の従業員が解体用車両系建設機械の運転資格がないにもかかわらず、解体用つかみ機の運転業務を行い、運転操作を誤り、付近で作業を行っていた同一次下請会社の別の従業員 1 名が、解体用つかみ機と建物の柱に挟まれ、死亡する工事関係者事故が発生した。

同工事の全般と安全管理を統括していた現場代理人である上記有資格業者の従業員は、一次下請会社の従業員に解体用つかみ機を使用させて作業を行うに当たり、工事工程に関する計画及び解体用つかみ機の配置に関する計画を作成しなければならなかったのに、作成せず、労働災害を防止するための必要な措置を講じなかった。

このことから、上記有資格業者及び上記有資格業者従業員が、労働安全衛生法違反により罰金刑に処され、令和 6 年 10 月 29 日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当するとして、新潟県知事から令和 7 年 3 月 5 日に監督処分（指示）を受けた。

## 5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 1 第 8 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1（抜粋）

| 措 置 要 件                                                                                                                | 期 間                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>2 週間以上 2 ヶ月以内</p> |